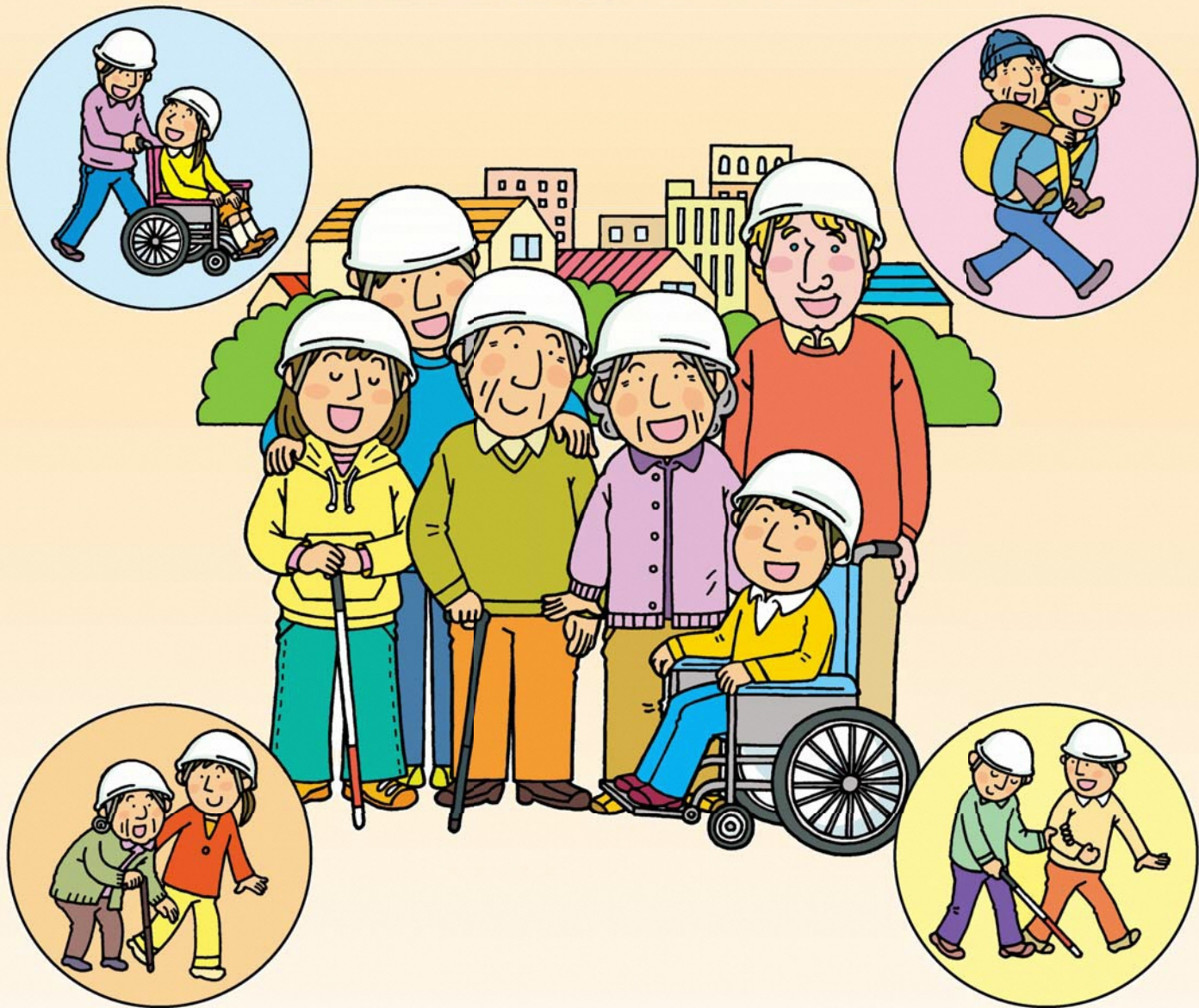


避難行動要支援者 支援ハンドブック

避難支援等関係者の皆さんへ



このハンドブックは、災害時の避難行動に支援を必要とする人を地域の皆さんで支え合う体制づくりの参考になるよう、日頃の備えと支援を行うときのポイントなどについてまとめたものです。



福岡市

日頃の対応

支援を円滑に行うために



支 援の必要性を話し合う

地域の自治協議会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員（以下「避難支援等関係者」という）の皆さんで、取り組みの必要性や、どのような支援ができるかなどについて話し合っておきましょう。

日 頃からの関係をつくっておく

- ①お互いに顔見知りでなければ、いざという時に支援することができません。あいさつや声かけなどを通して、要支援者と日頃からの関係をつくっておきましょう。
- ②町内会などで開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用し、要支援者に声をかけてみましょう。
- ③日頃から顔見知りになっておくために、お茶会やサロンなど要支援者が気軽に参加できる会を工夫してみましょう。



見 守り活動を行う

- ①日頃の関係づくりが整ってくると、日々、地域が要支援者に気をかける（見守る）ことにより、孤立死などの防止にもつながります。
- ②要支援者宅の「部屋の点消灯」、「カーテンの開閉」、「洗濯物干し・取入れ」、「郵便ポスト」のような生活サインによる見守り活動もあります。



訪 問のとき

- ①避難行動要支援者名簿に登載された人からは、避難支援等関係者に提供することに同意をいただいております。
- ②訪問された際は、ご自身が、校区自治協議会等、校区社会福祉協議会の会員、地区担当の民生委員・児童委員であることを告げ、自己紹介をしましょう。



個別計画の作成

避難行動要支援者の支援活動が円滑にできるよう、地域の避難支援等関係者の皆さんで話し合っ、事前に誰がどのような支援を行うかなど、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を作っておきましょう。

作成のポイント

- ①地域の実情に応じ、実施可能な取り組みにしましょう。
- ②避難行動要支援者本人やその家族と十分協議し、避難行動要支援者個々の状況に応じた支援を心がけましょう。
- ③避難支援等関係者も被災する場合がありますので、複数名の体制をとっておきましょう。
- ④避難経路や場所は、可能な限り複数の経路・場所を考えておきましょう。



個別計画作成において、整理・把握しておくことが望ましいもの（例）

- 氏名、生年月日、性別、住所
- 住所地の地形的特性
(浸水区域内にある など)
- 体の状態
(移動が困難、介助が必要、障がい など)
- 世帯状況
(一人暮らし、家族等と同居 など)
- 緊急連絡先
(電話番号、親族の連絡先 など)
- 避難時の持出品
(常用している薬、お薬手帳、杖、メガネ など)
- 特記事項
(掛かりつけ医、介護保険サービス機関、障害福祉サービス機関 など)
- 避難経路、避難予定場所
- 支援予定者
(複数名、隣組、マンションのフロア単位 など)

例		個別計画	
ふりがな	ぼうせい たろう	調査年月日	年 月 日
氏 名	防災 太郎	性 別	男
住 所	中央区天神▲丁目▲番▲号	生年月日	昭和12年 3 月 4 日 (歳)
住所地の地形的特性	☐ 浸水区域内 ☒ 土砂災害警戒区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域 ☐ 非該当	住居の種類	☒ 木造一戸建 (階建て) ☐ 鉄筋一戸建 (階建て) ☐ 集合住宅 (居住階)
体の状態	☒ 手が不自由 (備考) ☒ 足が不自由 ☒ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ その他	移動が困難、介助が必要、障がい など	
世帯状況	家族等と同居 3 人世帯 (☐ 高齢者のみ ☒ その他) その他 (日中ひとり暮らし)		
電話番号	(自宅) 092-123-●●●● (携帯) 080-1234-●●●●		
FAX番号	092-123-●●●●		
緊急連絡先	氏名 (続柄)	住所 (電話番号)	
1	福岡 花子 (長女)	中央区天神◆丁目◆番◆号 (090-1234-●●●●)	
2			
3			
避難時の持出品	常用している薬、お薬手帳、杖、メガネ など		
特記事項	掛かりつけ医、介護保険サービス機関、障害福祉サービス機関 など		
避難予定場所	名称	住所	
1	〇〇公民館	(公的施設は記載不要)	
2			
支援予定者又は支援団体	氏名	住所	
	福岡 太郎	中央区天神▼丁目▼番▼号	
	〇〇防災会	(団体の場合は記載不要)	

▲個別計画

災害時の対応

安否の確認と情報伝達、避難誘導

避難支援等関係者の皆さんが行われる避難支援等は、避難支援等関係者本人とその家族の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるものであり、法的責任や義務を負うものではありません。

安否の確認

- 安否を確認し、必要なときには避難所へ誘導しましょう。
- 避難が不要な場合でも、避難行動要支援者が孤立しないように声をかけましょう。



- 本人からの申し出があった場合、家族や緊急連絡先などへの連絡に協力しましょう。



情報伝達

- 簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。



- 口頭で伝えるだけでなく、文字も活用しましょう。



- 耳の不自由な人や高齢者、外国人に対しては、大きな声で、ゆっくり、はっきり話しましょう。



- 文字による伝達は、大きくわかりやすい字で、外国人や子どもなどにも伝わるよう、ひらがなを多く使うなど配慮しましょう。



- 重要な情報は、可能な状況のときは一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えていきましょう。



- 数字に関する情報は、誤解などを生む危険性があるので、特に注意しましょう。



避難誘導

避難誘導の際には、事前に複数の避難経路を把握したうえで、安全なルートなのかを確認しながら、避難行動要支援者を避難所へ誘導しましょう。また、避難行動要支援者の避難誘導については、避難行動要支援者それぞれの特性を理解したうえで支援しましょう。

◆誘導の基本

- 周囲の状況や避難の指示などを伝えて、避難所へ誘導しましょう。

◆寝たきりの高齢者の場合

- ひとりでの避難支援等が難しい場合は、複数人で協力し、担架や毛布などを使って避難を手伝いましょう。



◆目の不自由な人の場合

- 誘導する人のひじの少し上をつかんでもらいます。その際、誘導する人は、白杖の邪魔にならないように気をつけましょう。



- 避難支援等関係者が白杖を持って誘導することは目の不自由な人が歩きにくくなるので避けましょう。

- 誘導する人は目の不自由な人より半歩前を歩き、絶えず進行方向の状況を知らせましょう。



- 階段などの段差がある場合は、階段の直前でいったん止まり、段差があることと、上りか下りかを伝えます。誘導する人が一段先を歩くようにします。上りきったり、おりきったりしたときも、そのことを伝えましょう。

- 危険な場所がある場合は、その状況を具体的に伝え、一番安全な方法で誘導しましょう。



- 盲導犬と一緒に場合は、盲導犬に触れたり、引っ張ったりしないように。盲導犬の反対側を歩いて、方向などを説明しながら誘導しましょう。

◆車いすの介助のポイント

- 上り坂のときは進行方向に前向き、下り坂のときは進行方向に後ろ向きになって進みます。ひとりでの介助が無理なときは複数人で力を合わせましょう。



- 段差を上がるときは、ステッピングバーを踏み、ハンドグリップを押し下げ、前輪を段の上にのせてから、後輪を段の上に上げましょう。



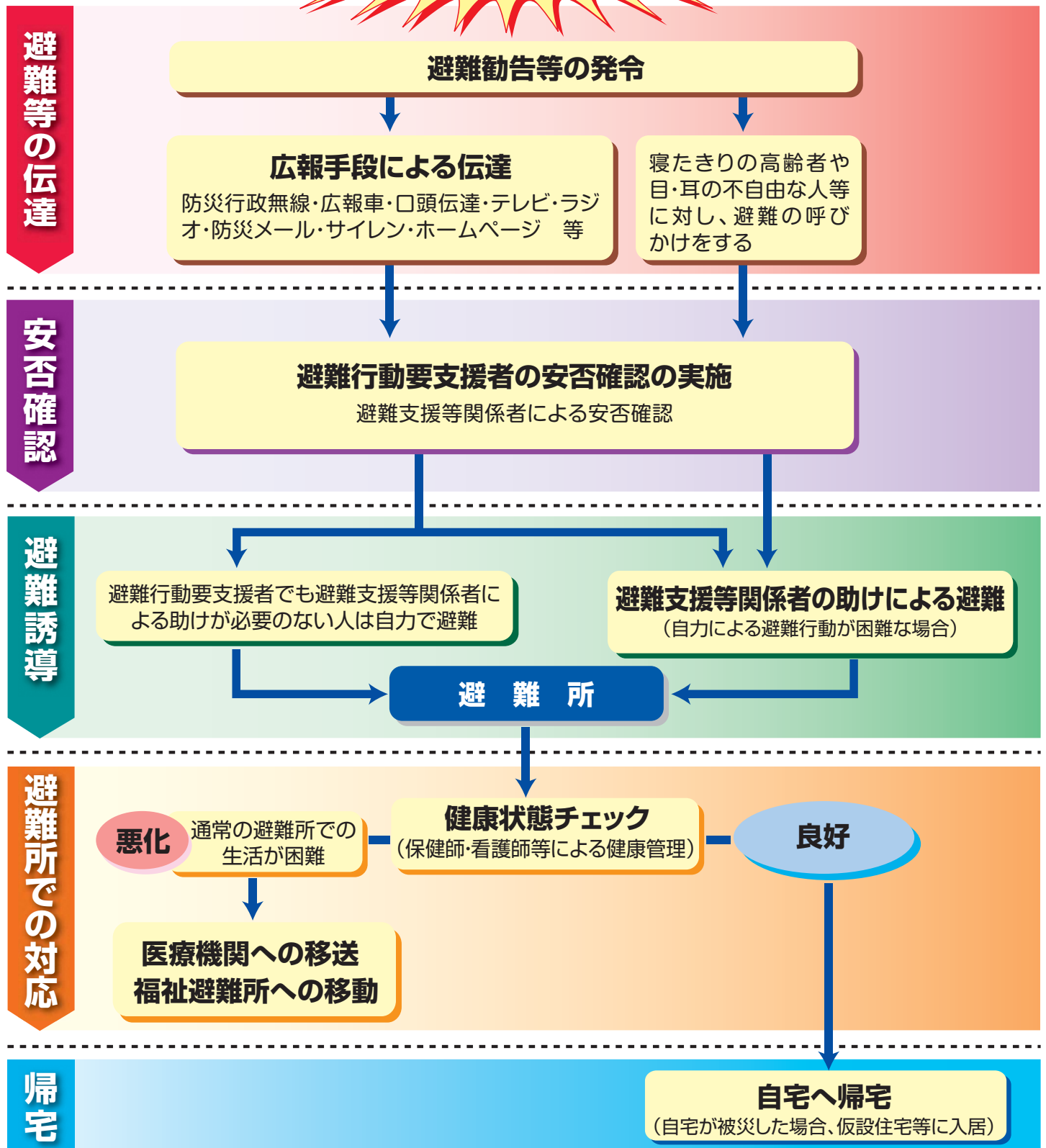
- 段差を下りるときは、後ろ向きになって、まず後輪を下ろし、次に前輪を浮かせながら後ろに引き、前輪をゆっくり下ろしましょう。



災害発生時の避難行動要支援者支援の流れ

災害発生！

まずは自分の身を守ることが大事です



※この支援図は、あくまで参考です。避難行動要支援者の特性により、支援の流れは異なります。

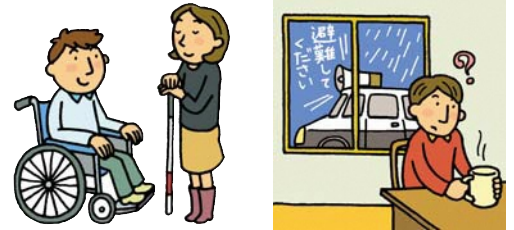
※福祉避難所…災害発生時に、高齢者や障がい者など、通常の避難所で生活することが困難な人を対象に開設される避難所で、原則、対象の人以外が利用することはできません。

避難行動要支援者の支援について

避難行動要支援者

自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する次のような人です（施設入所者を除く）。

- ①移動が困難な人
- ②日常生活上、介助が必要な人
- ③情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ④精神的に著しく不安定な状態をきたす人



避難行動要支援者名簿

災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てていただくために避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援等関係者（校区・地区自治協議会等、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員）に提供する名簿です。

※ 提供する名簿情報は、次のとおりです。

- 氏名 ●性別 ●生年月日 ●住所 ●電話番号 ●FAX番号
- 単身同居の別 ●支援を必要とする理由

避難行動要支援者名簿への登載要件	名簿登載に必要な書類
●行政保有情報に基づく名簿登載者 以下の要件に該当する人 ●身体障害者手帳1級又は2級 （心臓、じん臓又は免疫機能障がいのみの人を除く） ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1級 ●要介護認定3以上 ●福岡市の災害時要援護者台帳に登載されていた人	●同意等確認書 （市が、本人へ同意等確認書を郵送します）
●自己申告による名簿登載者 以下の要件に該当する人 ●身体障害者手帳 （「行政保有情報に基づく名簿登載者」の要件に該当する人を除く） ●要介護認定 （「行政保有情報に基づく名簿登載者」の要件に該当する人を除く） ●要支援認定 ●障がい支援区分1以上 ●精神障害者保健福祉手帳2級又は3級 ●療育手帳B ●難病患者（指定難病） ●65歳以上で身体虚弱	●申請書 （市役所・区役所などで配布する申請書により、本人からの申請が必要です）

活動事例

福岡市において、実際に行われている活動をご紹介します。

防 災訓練

- 避難行動要支援者名簿を活用し、電話での安否確認
- 介護施設と共同で、車いすを使用しての避難誘導



地 図による取組

避難行動要支援者名簿の登録者などを掲載した「見守りマップ」を作成

避 難支援等関係者間の連携

自治協議会、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の関係者間で、適宜、情報共有を図り、新しく名簿登録の申請がなされた人を把握



町内会長と民生委員・児童委員を中心として、社会福祉協議会などの協力も得ながら、町内の支援体制を整備

支援体制の構成

- 〔班 長〕 町内会長
- 〔副 班 長〕 民生委員・児童委員
- 〔推 進 員〕 町内会副会長、老人クラブ代表、ふれあいサロン代表など
- 〔訪 問 員〕 町内会隣組長

行動目標

- ①対象者・家族に、活動目的などを理解してもらう。
- ②対象者の概要把握
- ③個別計画・マップの作成

準備

- 全体会議（活動計画の検討）
- 避難行動要支援者名簿の受領
- 訪問対象者の担当決め、訪問計画作成
- 勉強会
- 社会福祉協議会など関係機関への相談

取組の概要

▼家庭訪問

対象者ごとに（正）（副）担当を決め、原則二人一組で行動

▼聞き取り事項（可能な範囲で聞き取り）

- 個別計画に記載するもの（本人や家族の状況、緊急連絡先、避難のために必要なものなど）
- 日常的な見守りの要否
- 訓練への参加希望確認
- 個人情報の取扱いや資料保有（誰が資料を持つのか）の承認 など

▼聞き取り内容の検討・調整〔適宜〕

▼個別計画・マップの作成



支援するときの心得

相手を尊重する

援助だからといって、何でも押し付けをせず、相手の立場を尊重しましょう。



コミュニケーションをとる

相手の希望にそうができるように、密なコミュニケーションをとることを心がけましょう。



笑顔で接する

笑顔は安心につながり、不安な気持ちを取り除きます。



プライバシーを守る

相手の立場を尊重し、避難行動要支援者の秘密は絶対に守りましょう。



できない支援や無理な約束をしない

無理な約束などをしないようにしましょう。事故などにつながります。

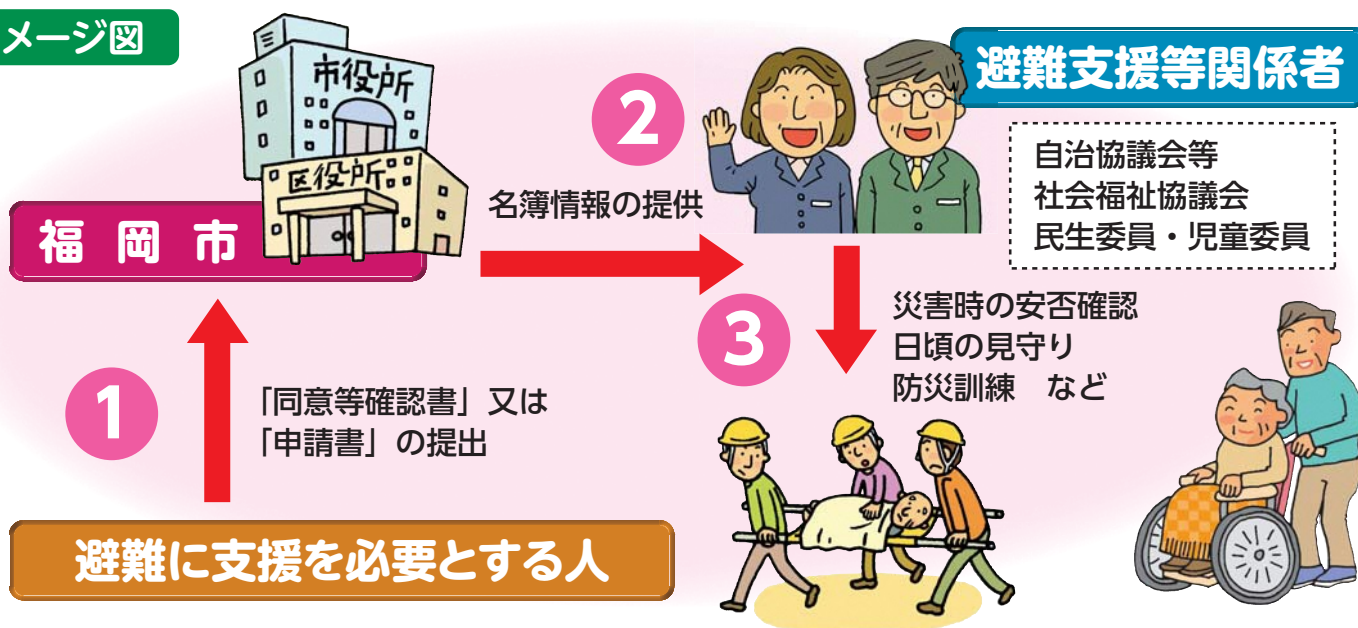


医療行為をしない

骨折の手当てや止血、避難行動要支援者からの指示に従って援助する服薬を除き、薬を飲ませるなどの医療行為はしないように。医師などの専門家に相談しましょう。



イメージ図



災害時の各区災害対策本部への連絡先

	電話番号	FAX番号
東区	092-645-1007	092-631-2131
博多区	092-419-1044	092-452-6735
中央区	092-718-1056	092-714-2141
南区	092-559-5063	092-561-2130
城南区	092-833-4055	092-822-2142
早良区	092-833-4304	092-846-2864
(入部出張所)	092-804-2011	092-803-0924
西区	092-895-7037	092-882-2137
(西部出張所)	092-806-0004	092-806-6811

編集・発行 平成30年4月

福岡市 市民局 防災・危機管理部 防災・危機管理課

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話番号：092-711-4056 FAX番号：092-733-5861